

第 389 回静岡地方最低賃金審議会
議事要旨

開催日時	令和 5 年 8 月 23 日（水） 10 時 30 分から 10 時 57 分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 4 名	定数 5 名
	労働者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席 3 名	定数 5 名
議題	1 静岡県最低賃金の改正決定に係る静岡地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について 2 静岡県最低賃金専門部会の廃止について 3 特定最低賃金専門部会等について 4 その他		
議事要旨	本会議は、公開・非公開		
<p>1 静岡県最低賃金の改正決定に係る静岡地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について</p> <p>異議申出が、労働者側意見として 17 件、使用者側意見として 0 件、合計 17 件あったため、労働局長より異議に対する審議の諮問を行った。</p> <p>異議について審議を行った。</p> <p>労働者側代表委員発言要旨</p> <p>異議内容について、審議会の中で十分に議論を交わした内容の範囲であり、現状、今すぐ 1500 円まで引き上げる状況ではない。答申は十分に審議を尽くしたものである。</p> <p>使用者側代表委員発言要旨</p> <p>異議内容について、物価高騰による生活不安によるものと理解するが、答申は物価高への対応に偏ったものであったといえるくらいであり、審議会の中で十分に議論を交わした内容の範囲である。答申は十分に審議を尽くしたものである。</p> <p>審議の結果、異議申出の内容については実質的に十分審議済みであり、また「新たな事実」を根拠とするものとも認めがたいと判断されることから、全会一致で、「8 月 7 日付け答申どおりとすることが適当」との答申がなされた。</p> <p>これにより、官報公示に手続きに入り、9 月 1 日官報公示、法定発効日となる 10 月 1 日に効力発効の予定と事務局より説明がなされた。</p> <p>2 静岡県最低賃金専門部会の廃止について</p> <p>1 の答申がなされたことから、静岡県最低賃金専門部会の廃止について了承された。</p> <p>3 特定最低賃金専門部会等について</p> <p>事務局より、委員の任命について、8 月 7 日に労使委員の推薦公示を行い、8 月 21</p>			

日に推薦受付を締め切った。今後、任命手続きを行う旨説明があった。

特定最低賃金を審議する本審と第1回専門部会の公開について審議され、「専門部会、本審とも、委員の率直な意見を確保するため非公開が適当」とし、全会一致で、非公開とすることとなった。

特定最低賃金専門部会が全会一致の場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づき、本審の決議とするか審議され、全会一致で、専門部会の決定を本審の決議とすることとなった。

発効日について審議され、全会一致で、指定日発効により発効日を統一することとなった。

4 その他

事務局より、専門部会の開催案内については、専門部会委員任命手続終了次第、各委員へ通知する旨説明があった。